

飯田創造館ふれあい創造ギャラリー利用規定

令和元年8月26日 長野県飯田創造館

本館3階ふれあい創造ギャラリーの貸与について

- 1 本館利用グループ登録している利用者（以下「本館登録利用者」という。）が日頃の活動の成果発表の機会として、無料で貸与する。
- 2 本館登録利用者の受付後、利用しない期間は、本館登録利用者以外の者（団体）の申込みを受付ける。
- 3 「301号室とのセット利用者及び本館登録利用者」以外の者（団体）がふれあい創造ギャラリーを利用する場合は、本館の一室を木曜日から火曜日までの6日間の利用する形をとる。（要予約、利用料金6,000円）
- 4 前日の準備でギャラリーを使用した場合、利用料金600円、夜間800円とする。
- 5 2グループが利用する場合、利用料金は1グループにつき半額の3,000円とする。（前日準備も同様に半額300円、400円とする。）
- 6 冷暖房は、全館の施設と一体のため、利用料は取らないが、必要な場合は事務室で判断する。
なお、暖房として石油ストーブ及び電気ストーブを利用された場合は、下記の利用料を支払う。
(1個当たり：午前 120円 午後 180円 夜間 240円)
- 7 附則 令和2年4月1日から施行とする。
令和2年12月7日改正